

岩手県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営夏川地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成28年2月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所在	地番	地目	用途	地積	特に減じる地積
				m ²	m ²
一関市花泉町永井字赤坂前	120番1	田	田	970	294
〃	149番1	〃	〃	337	139
一関市花泉町永井字鹿沼	80番1	〃	〃	986	59
一関市花泉町永井字寺場	10番	〃	〃	1,003	363
〃	11番	〃	〃	1,006	364
一関市花泉町永井字直谷地	129番	〃	〃	1,005	400
〃	130番	〃	〃	1,022	400
一関市花泉町涌津字白浜	24番	〃	〃	1,002	312
一関市花泉町涌津字外谷地	22番2	〃	〃	1,008	232
〃	36番1	〃	〃	1,013	118
一関市花泉町涌津字蛇ヶ崎	20番1	〃	〃	1,021	451
一関市花泉町涌津字向谷地	78番2	〃	〃	654	323
一関市花泉町油島字外别当	18番1	〃	〃	980	281
一関市花泉町油島字中谷地	67番1	〃	〃	823	217